

「ツキノワグマ出没注意報」の発令について

令和6年4月1日
自然保護課

1 目的

今年は冬の間の気温が高く、クマの活動が活発なためか、例年はクマの目撃が少ない1月～3月に県内各地でクマの目撃が相次いでいます。さらに今後、冬眠から目覚めたクマの出没数増加が見込まれることから、人身被害等の発生を未然に防止するため、「ツキノワグマ出没注意報」を発令することで、最大限の注意喚起を図るもの。

2 発令期間 令和6年4月1日から令和6年7月31日まで

3 発令基準

(1) 注意報

- ア 前年秋のブナやコナラの実などの堅果類の結実が、並作又は豊作のとき（春期）
- イ 2月から3月の平均気温が例年よりも高く、クマの活動が例年よりも早く活発となる可能性があるとき（春期）
- ウ 当該年のブナやコナラの実などの堅果類の結実が、凶作又は大凶作と予測されるとき（秋期）
- エ 前月のクマの目撃件数が例年より大幅に多いとき
- オ その他クマの出没による人身被害等の発生が懸念されるとき

(2) 特別注意報

- ア クマによる人身事故が発生したとき

(3) 警報

- ア クマによる死亡事故が発生したとき
- イ その他クマの出没による人身被害等の拡大が懸念されるとき